

追 加 議 事 日 程 (1)

第 1 回臨時会
R 6 . 3 . 29 午後 4 時
粕江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 27 号
ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (2) 議案第 28 号
粕江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱
- (3) 議案第 29 号
粕江市専門教育相談員に関する要綱
- (4) 議案第 30 号
粕江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

2 報告事項

—事務報告—

- (1) 粕江市教育委員会とリコージャパン株式会社西東京支社との学校教育と
地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について

議案第 27 号

ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

ゆうあいフレンド派遣事業について、新たな支援方法や文言整理等、所要の改正を行う。

ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年3月 日
教育委員会要綱第 号

ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱（平成12年教育委員会要綱第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この要綱は、不登校の児童・生徒に対し、相談員（以下「ゆうあいフレンド」という。）が家庭訪問やオンラインによる相談等（バーチャル・ラーニング・プラットフォームを含む。以下「家庭訪問等」という。）を行い、話し相手、相談相手及び遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この要綱は、不登校の児童・生徒に対し、相談員（以下「ゆうあいフレンド」という。）が家庭訪問等を行い、話し相手、相談相手及び遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援することを目的とする。</p>
<p>（訪問） 第3条 訪問時間等については、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。 （1）週1回程度とし、1回の訪問時間は2時間を限度とする。 （2）～（4）（略）</p>	<p>（訪問） 第3条 訪問時間等については、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。 （1）週1回程度とし、1回の訪問時間は4時間を限度とする。 （2）～（4）（略）</p>
<p>（派遣開始・期間） 第4条 派遣開始及び期間は、教育支援課長が決定した日から当該年度の年度末までとする。</p> <p>2 児童・生徒が学校復帰又はゆうゆう教室に通級した場合には、ゆうあいフレンドを派遣することはできないものとする。ただし、教育支援課長が引き続き派遣することが望ましいと判断した場合はこの限りではない。</p> <p>（活動場所）</p>	<p>（派遣開始・期間） 第4条 派遣開始及び期間は、教育支援課長が決定した日から原則1年以内とする。ただし、児童・生徒が学校復帰又はゆうゆう教室に通級した場合には、年度を超えてゆうあいフレンドを派遣することはできないものとする。</p> <p>（活動場所）</p>

<p><u>第6条</u> 活動場所は、<u>初期においては、当該児童・生徒の家庭とし、外出が可能となれば、活動内容や活動場所を拡大するものとする。</u></p> <p>(派遣の手順)</p> <p><u>第7条</u> ゆうあいフレンドの派遣を希望する場合は、<u>保護者が児童・生徒の意志を確認の上、在籍校の校長（以下「校長」という。）へゆうあいフレンド派遣申込書（第1号様式）を提出するものとする。</u></p> <p>2 校長は、前項の申込書を受理した時は、<u>ゆうあいフレンド派遣依頼書（第2号様式）を教育支援課長に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育支援課長は、前項に規定するゆうあいフレンド派遣依頼書を受理し、派遣することを決定した場合は、校長に対し、ゆうあいフレンド派遣決定書（第3号様式）を送付するものとする。</u></p>	<p><u>第6条</u> 活動場所は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>初期においては、当該児童・生徒の家庭</u></p> <p>(2) <u>外出可能となれば、活動内容・場所を拡大する。その際、学校復帰に向けて努力をしたり、ゆうゆう教室に参加したりする。</u></p> <p>(3) <u>当該児童・生徒の在籍校</u></p> <p>(派遣の手順)</p> <p><u>第7条</u> <u>保護者がゆうあいフレンドの派遣を希望する場合は、児童・生徒の意志を確認の上、在籍校の学校長へゆうあいフレンド派遣申込書（第1号様式）を提出する。</u></p> <p>2 学校長は、前項の申込書を受理した時は、<u>ゆうあいフレンド派遣依頼書（第2号様式）を教育支援課長に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>ゆうあいフレンドの派遣決定については、教育支援課長が判断するものとする。</u></p>
--	--

第1号様式から第3号様式までを別紙のように改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第7条関係)

ゆうあいフレンド派遣申込書

年 月 日

狛江市立 学校

校長 様

保護者氏名

ゆうあいフレンドの派遣を希望します。

ふりがな 児童・生徒氏名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
住 所	狛江市		
電 話	電話 ()		
学 年 ・ 組	年 組 担任		
緊 急 連 絡 先	電話 ()		
派 遣 希 望 日 (初回派遣日)	第一希望	月 日 ()	午前・午後
	第二希望	月 日 ()	午前・午後
	第三希望	月 日 ()	午前・午後

ゆうあいフレンド派遣依頼書

年 月 日

狛江市教育委員会

教育部教育支援課長 宛て

狛江市立 学校

校長

下記の児童・生徒の保護者より、ゆうあいフレンド派遣の申込がありましたので派遣いただきますようよろしくお願いいたします。

児童・生徒氏名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
保 護 者 氏 名			
住 所	狛江市		
電 話	電話()		
担 任 名			
学 年	年 組		
派遣希望日	第一希望日	年 月 日 ()	午前・午後 時
	第二希望日	年 月 日 ()	午前・午後 時
	第三希望日	年 月 日 ()	午前・午後 時

欠席が目立ちはじめた時期：
欠席状況（欠席日数／出席すべき日数）：
本人の状況：
学校の取組み方：
連携している機関：

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

狛江市立 学校
校長 様

教育支援課長

ゆうあいフレンド派遣事業の派遣決定について

年 月 日付けで依頼のありました件について、ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき下記のとおり派遣することを決定しましたのでお知らせします。

記

児童・生徒氏名	
学年・組	
派遣開始年月日	年 月 日から
派遣相談員名	

議案第 28 号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

ゆうゆう教室に関する利用手続きや文言整理等、所要の改正を行う。

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年3月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱（平成5年教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市教育支援センターの運営に関する規則（令和2年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき狛江市教育支援センターに設置するゆうゆう教室の事業運営について必要な事項を定め、通常の学校生活に適応できず、不登校的傾向にある市内在住の小学校又は中学校に在籍する児童及び生徒に対して<u>児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すための適切な指導と学習の援助を行い、在籍学校への復帰を図ることを目的とする。</u></p> <p>（利用手続）</p> <p>第5条 <u>ゆうゆう教室の利用を希望する児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）は、正式に通級（以下「正式通級」という。）する前に体験通級を経るものとする。</u></p> <p>2 <u>児童・生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍校の校長（以下「校長」という。）の同意を得た上で、ゆうゆう教室体験申込書（第1号様式。以下「体験申込書」という。）を学校経由で教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>要綱第7条第1項に定める主任（以下「主任」という。）は、前項の体験申込書の提出があったときは、児童・生徒及び保護者と面談を行い、ゆうゆう教室の利用について説明を行った上で児童・生徒におおむね1週間程度の体験通級を実施するもの</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市教育支援センターの運営に関する規則（令和2年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき狛江市教育支援センターに設置するゆうゆう教室の事業運営について必要な事項を定め、<u>もって</u>通常の学校生活に適応できず、不登校的傾向にある市内在住の小学校又は中学校に在籍する児童及び生徒に対して適切な指導と学習の援助を行い、在籍学校への復帰を図ることを目的とする。</p> <p>（利用手続）</p> <p>第5条 <u>ゆうゆう教室を利用しようとする児童及び生徒の保護者は、当該児童及び生徒の意志を確認し、在籍校の校長の同意を得たうえで、ゆうゆう教室通級願（第1号様式。以下「通級願」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の通級願を受理したときは、必要な審査を行い、その結果をゆうゆう教室通級許可（不許可）通知（第2号様式）により在籍校の校長に、ゆうゆう教室通級許可（不許可）書（第3号様式）により当該児童及び生徒の保護者にそれぞれ通知するものとする。</u></p>

とする。

4 主任は、体験通級終了後に児童・生徒及び保護者に対し正式通級への意思を確認し、正式通級を希望する場合は、保護者は、校長の同意を得た上でゆうゆう教室通級願（第2号様式。以下「通級願」という。）を学校経由で教育委員会に提出するものとする。

5 教育委員会は、前項の通級願を受理したときは、必要な審査を行い、校長に対しては、ゆうゆう教室通級許可（不許可）通知書（第3号様式）により、保護者に対しては、ゆうゆう教室通級許可（不許可）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（正式通級の期間）

第6条 正式通級の期間は、前条の規定により許可した日から当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、最後に通級した日から3か月間通級がなかった場合は、主任は当該保護者と相談の上、当面の間、通級する意向がなければ通級の許可を取り消すものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により通級許可を取り消す場合は、校長に対しては、ゆうゆう教室通級決定取消通知書（第5号様式）により、保護者に対しては、ゆうゆう教室通級決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（職員）

第7条 （略）

2 主任及び指導員は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

3 主任は、東京都が任用する日勤講師（非常勤教員。以下「非常勤教員」という。）のうちから教育委員会が任命する。

（職員）

第6条 （略）

2 主任は、ゆうゆう教室を担当する東京都から給料又は報酬を受けている一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）のうちから教育委員会が任命し、ゆうゆう教室の運営を統括する。主任に事故があるとき

<p>4 指導員は、<u>ゆうゆう教室に通う児童・生徒に対し、適切な学習の指導又は支援若しくは心理的な支援ができるものとし、次に掲げる資格のいずれかを有するものとする。</u></p>	<p>3 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、<u>通級する児童及び生徒の指導及び援助を行う。</u></p>
<p>(1) <u>臨床心理士又は公認心理士</u> (2) <u>小学校又は中学校の教員免許</u></p> <p>(職員の責務)</p>	<p>(1) <u>一般職の職員</u> (2) <u>教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>(職員の責務)</p>
<p>第8条 <u>ゆうゆう教室の職員は、通級する児童及び生徒の校長、教育相談室、狛江市教育委員会事務局処務規則（平成20年教育委員会規則第3号）第2条第1項の別表に規定する指導室（以下「指導室」という。）等関係機関との連携を図り、ゆうゆう教室の円滑な運営に努めなければならない。</u></p> <p>(校長等の責務)</p>	<p>第7条 <u>ゆうゆう教室の職員は、通級する児童及び生徒の在籍校の校長、教育相談室、指導室等関係機関との連携を図り、ゆうゆう教室の円滑な運営に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>職員は、職務上知りえた個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(在籍校への報告)</p>
<p>第9条 <u>校長及び指導室は、通級する児童・生徒の在籍校への復帰に向け必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(主任等の職務)</p>	<p>第8条 <u>主任は、通級する児童及び生徒の指導状況等を毎月在籍校の校長に報告しなければならない。</u></p> <p>(情報収集)</p>
<p>第10条 <u>主任は、ゆうゆう教室の運営を統括するものとする。</u></p>	<p>第9条 <u>主任は、通級する児童及び生徒を指導するうえで必要な情報の提供を在籍校の校長及び指導室長（以下「校長等」という。）に求めることができる。</u></p>
<p>2 <u>主任は、通級する児童・生徒の指導状況等を毎月、教育委員会及び校長に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>主任及び狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第36号）第23条に規定する教育支援センター長は、毎年度末までに次年度のゆうゆう教室の活動方針を定め、教育委員会に提出するものとする。</u></p>	

<p>4 主任は指導する上で必要な情報を通級する児童・生徒の校長及び指導室から情報収集をするものとする。</p>	
<p>(守秘義務)</p>	<p>(在籍校の責務)</p>
<p>第11条 ゆうゆう教室の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>第10条 校長等は、前条により主任から情報提供の求めがあったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、必要な情報の提供を行うものとする。</p>
	<p>2 校長等は、通級する児童及び生徒の在籍校への復帰に向けた必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>
<p>(委任) 第12条 (略)</p>	<p>(委任) 第11条 (略)</p>

第1号様式から第6号様式までを別紙のように改める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ゆうゆう教室体験申込書

狛江市教育委員会

下記の者のゆうゆう教室体験を希望します。

年 月 日

保護者氏名 _____

記

ふりがな			生年月日
児童・生徒名			年 月 日(歳) 性別 ()
在籍校	狛江市立	学校	年 組 担任氏名
保護者氏名			
連絡先(住所)		電 話	
本人の様子及び体験中に注意してほしいこと。			
体験開始年月日	年 月 日から (体験は一週間程度)		
*体験開始日は、本人・保護者・学校等及びゆうゆう教室で相談して決める。			
*体験期間中も「ゆうゆうの生活のきまり」を守るようにする。			

上記児童・生徒のゆうゆう教室への体験入室について同意します。

年 月 日

狛江市立 学校長

教育支援課長	指導室長	研修部長	教育相談担当	ゆうゆう担当主任
教育支援課担当者		統括指導主事・指導主事		

第2号様式（第5条関係）

ゆうゆう教室通級願

狛江市教育委員会

下記の者をゆうゆう教室へ通級させたいので申請します。

年 月 日

保護者氏名 _____

記

ふりがな		生年月日
児童・生徒 氏 名		年 月 日生（ ）歳 性別（ ）
保 護 者 氏 名		続柄
住 所	〒	
電 話		
在 籍 校	学校 年 組	担任氏名 教諭
緊 急 時 連 絡 先	氏名	電話
	氏名	電話
現住所略図（ゆうゆう教室から自宅まで）		通 級 方 法
		徒歩 分
		電車 分 （ ）駅～ （ ）駅
		その他

上記の児童・生徒をゆうゆう教室へ通級させることに同意します。

年 月 日

校長 _____

年 月 日

校長 学校 様

狛江市教育委員会

ゆうゆう教室通級許可（不許可）通知

年 月 日付けで申請のあった貴校在籍の下記の児童・生徒については、年 月 日からのゆうゆう教室への通級許可（不許可）しましたので通知いたします。

記

児童・生徒 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日生
在 籍 校 名	学校
学 年 ・ 組	第 学年 組

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

保護者

様

狛江市教育委員会

ゆうゆう教室通級許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の児童・生徒のゆうゆう教室への通級については、年 月 日から許可（不許可）いたします。

記

児童・生徒 氏 名	様（男・女）
生 年 月 日	年 月 日生
在 籍 校 名	学校
学 年 ・ 組	第 学年 組

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

学校

校長 様

狛江市教育委員会

ゆうゆう教室通級取消決定通知書

年 月 日付けで許可しました下記の児童・生徒のゆうゆう教室への通級を下記のとおり取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 児童・生徒名
- 2 在籍校名
- 3 学年・組
- 4 取消理由

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

保護者 様

狛江市教育委員会

ゆうゆう教室通級決定取消通知書

年 月 日付けで許可しました下記の児童・生徒のゆうゆう教室への通級を下記のとおり取り消します。

記

- 1 児童・生徒名
- 2 在籍校名
- 3 学年・組
- 4 取消理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として(訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。)、処分の取消

しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 29 号

狛江市専門教育相談員に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

専門教育相談員に関し、身分、資格、職務内容等について定める。

狛江市専門教育相談員に関する要綱（案）

令和6年3月 日
教育委員会要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市在住の18歳未満の児童及び生徒並びにその家庭が抱える教育上の様々な問題に対し、心理面、発達・ことばの面等の観点から助言等の支援を行う専門教育相談員を設置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（配置）

第2条 専門教育相談員は、狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第36号。以下「条例」という。）第20条の規定により設置する狛江市教育支援センターに配置する。

（身分）

第3条 専門教育相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

（資格等の要件）

第4条 専門教育相談員の資格等の要件は、臨床心理士、言語聴覚士、特別支援教育士等の資格を有する者又は心理面、発達・ことば面等について優れた知識及び経験を有すると認められる者で、かつ、相談業務を担当するにふさわしい能力を有する者とする。

（職務）

第5条 専門教育相談員は、条例第23条に規定するセンター長（以下「センター長」という。）の監督のもと、次に掲げる職務を行う。

- （1） 児童・生徒及び保護者等に対するカウンセリングに関すること。
- （2） 児童・生徒に関するアセスメントに関すること。
- （3） 教職員に対するコンサルテーションに関すること。
- （4） 心理に関する研修等の実施及び校内教育相談体制における助言に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、児童及び生徒の問題行動等の改善のためセンター長が適当と認めた事項

（任期）

第6条 専門教育相談員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中で採用した場合には、採用日から当該年度末日までとする。

（守秘義務）

第7条 専門教育相談員は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 30 号

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市の補助金の見直しに伴い、補助制度の終期を延長するため、所要の改正を行う。

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年3月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱（平成26年教育委員会要綱第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定書

ものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を所持する。

令和6年3月18日

狛江市教育委員会(以下「甲」という。)とリコージャパン株式会社西東京支社(以下「乙」という。)は、学校教育と地域の発展を目的に、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、学校教育と地域の課題解決を図るため、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力のもと、教育の分野における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 学校ICT教育(オンライン学習支援)の推進に関すること。
- (2) ICTを活用した地域との相互連携に関すること。
- (3) 生成AI等を活用した教員の働き方改革の実現支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力に資する事項

(守秘義務)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の目的以外の目的に利用してはならず、また本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(連絡担当者)

第4条 第2条各号に掲げる連携を円滑かつ効果的に進めるために、甲と乙は連絡担当者を定め、連携を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間を経過した年度末とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲乙いずれからも異議の申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し、決定する

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会
教育長(柏原 聖子)
柏原聖子

乙 川崎市多摩区東三田2丁目2番1号
リコージャパン株式会社
デジタルサービス営業本部西東京支社
支社長(小田 誠一)
小田誠一